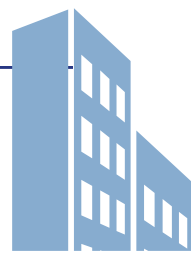


特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

令和5年
4月1日
制度改正!!

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、支給されます。



チェック項目

以下のすべてに該当する事業主

- ①雇用保険の適用事業主
- ②対象労働者をハローワーク等の紹介で、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主
- ③対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続して雇用する事業主
- ④雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇をしていない
- ⑤助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと
- ⑥離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない
- ⑦対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備・保管し、審査に協力する事業主
- ⑧雇入れ日から起算して1年を経過する日(確認日)の時点で離職している割合が25%が以下
- ⑨助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日(確認日)の時点で離職している割合が25%以下
- ⑩正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新)として採用すること



助成額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

対象労働者	対象企業	支給額	助成対象期間	期間ごとの支給額
高齢者 (60歳以上) 母子家庭の母等	中小企業	60万円 短時間:40万円	1年	30万円×2期 短時間:20万円×2期
	中小企業以外	50万円 短時間:30万円		25万円×2期 短時間:15万円×2期
身体・知的障害者	中小企業	120万円 短時間:80万円	2年 (1年)	30万円×4期 短時間:20万円×4期
	中小企業以外	50万円 短時間:30万円		25万円×2期 短時間:15万円×2期
重度障害者等 (重度障害者、45歳以上の 障害者、精神障害者)	中小企業	240万円 短時間:80万円	2年~3年 (1年~ 1.5年)	40万円×6期 短時間:20万円×4期
	中小企業以外	100万円 短時間:30万円		33※万円×3期 (※第3期の支給額は34万円) 短時間:15万円×2期

「短時間」とは週の所定労働時間が20時間以上30時間未満であることを指します

P41
を参照

未経験で成長分野(デジタル化・グリーン化・カーボンニュートラル化業務等)に採用した場合や訓練を行い賃金引き上げをした場合は助成金額が1.5倍になります。

令和5年4月1日より、生涯現役コースは廃止となり、特定就職困難者コースへ統一されました